

九大環環第 117 号

平成 31 年 1 月 21 日

各関係部局長 殿

環境安全衛生推進室長

荒 殿 誠 公印省略

## 爆発物の原料となり得る化学物質(11品目)の管理の徹底等について (通知)

平素、化学物質の適正な管理にご協力いただきありがとうございます。

このことにつきまして、平成 27 年 5 月 1 日付け九大施企総第 16 号において通知しておりますが、今回、改めて警察庁ならびに文部科学省より、2020 年に開催のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けてテロ等の違法行為の未然防止に万全を期するため、学内に保管管理されている爆発物の原料となり得る化学物質(11品目)の管理の徹底等について、別紙のとおり通知されています。

下記の事項を貴部局等の教職員・学生に周知いただき、化学物質管理システムによる対象となる化学物質の使用ならびに在庫状況の管理を徹底し、保管場所の施錠や適正な使用について御指導いただきますようお願いいたします。

## ◎管理対象となる爆発物の原料となり得る化学物質(11品目)

	物質名	化学式	毒劇法区分	消防法 危険物 区分
1	塩素酸カリウム	KClO <sub>3</sub>	劇物	第1類酸化性固体、過塩素酸塩類
2	塩素酸ナトリウム	NaClO <sub>3</sub>	劇物	第1類酸化性固体、塩素酸塩類
3	硝酸	HNO <sub>3</sub>	劇物	第六類 酸化性液体(発煙硝酸)
4	硫酸	H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub>	劇物	届出を要する物質(消防活動阻害物質)
5	塩酸	HCl	劇物	非該当
6	過酸化水素	H <sub>2</sub> O <sub>2</sub>	劇物	第六類 酸化性液体
7	硝酸アンモニウム	NH <sub>4</sub> NO <sub>3</sub>	非該当	第1類酸化性固体、硝酸塩類
8	尿素	CH <sub>4</sub> N <sub>2</sub> O	非該当	非該当
9	アセトン	C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> O	非該当	第四類 引火性液体、特殊引火物、水溶性液体
10	ヘキサミン (ヘキサメチレンテトラミン)	C <sub>6</sub> H <sub>12</sub> N <sub>4</sub>	非該当	非該当
11	硝酸カリウム	KNO <sub>3</sub>	非該当	非該当

※ 7～11については、劇物と同等の管理（使用量及び在庫量の管理、施錠できる保管場所での管理）を行ってください。

◎管理等の方法について（別紙 文部科学省 通知より）

- （1）化学物質等の現在の保管状況の把握、定期的な数量の確認及び簿冊等による  
確実な管理を行うこと。
- （2）施錠設備のある保管場所への保管及び確実な施錠を行うこと。
- （3）学生等のみでの保管場所への立入及び取扱いを禁止すること。
- （4）毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第16条の2第2項に基  
づき、取扱いに係る化学物質等が盗難に遭い、又は紛失したときは、当該化学物  
質の悪用を防ぐため、直ちに警察に届け出ること。
- （5）学生等に対し、化学物質等の誤った取扱いによる危険性等について、指導を行  
うこと。

【留意事項】

（1）については、化学物質管理支援システムでの管理を行ってください。薬品等の化学物質購入後は、直ちに化学物質管理支援システムに登録してください。上記11品目は、使用量の記録が義務となっていますので、使用する毎にシステム内で持出処理、返却処理をして下さい。使い終わって空になった薬品等の容器は確実にシステム内で「空ビン処理」を行い、対象化学物質の在庫量を管理してください。また、在庫数量については定期的な点検をお願い致します。

（2）から（5）については、貴部局等の教職員・学生に周知していただくとともに、研究室等单位での化学物質の保管・管理等の徹底をお願い致します。

【担当】

環境安全衛生推進室 環境安全管理部門 山中（環境安全センター長）

内線：90-2591（伊都）、E-mail：kanan@jimu.kyushu-u.ac.jp

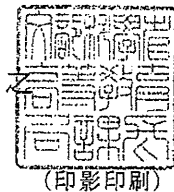


30高教企第10号  
平成30年12月27日

各国公立大学長  
各国公立高等専門学校長 殿  
各大学共同利用機関法人機構長

文部科学省高等教育局高等教育企画課長

蝦名喜



(印影印刷)

文部科学省研究振興局学術機関課長

西井知



(印影印刷)

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁  
からの依頼について（通知）

2020年開催のオリンピック・パラリンピック東京大会等に向け、テロ等の違法行為の未然防止に万全を期すため、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等について、別添のとおり、警察庁から文部科学省に対し協力を依頼されています。

近年、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案等が発生しており、今後、爆発物を使用したテロ等の違法行為が行われる可能性も否定できないと考えられます。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質の学校等における管理強化等を一層推進することが求められています。

つきましては、これまでも当省より依頼（平成27年3月27日付26高教企第39号「爆

発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）」しておりましたが、今回の依頼の趣旨を踏まえ、以下の点に留意し、保管されている上記11品目を含む毒物、劇物等の化学物質に関し、改めて保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等の周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

1. 化学物質等の現在の保管状況の把握、定期的な数量の確認及び簿冊等による確実な管理を行うこと
2. 施錠設備のある保管場所への保管及び確実な施錠を行うこと
3. 学生等のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること
4. 毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第16条の2第2項に基づき、取扱いに係る化学物質等が盗難に遭い、又は紛失したときは、当該化学物質の悪用を防ぐため、直ちに警察署に届け出ること
5. 学生等に対し、化学物質等の誤った取扱いによる危険性等について、指導を行うこと

（参考①）厚生労働省関連URL（毒物劇物の安全対策）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

（参考②）近年における学校等に保管されている毒物、劇物等の化学物質を窃取された事案等の報道

○平成28年1月 宮崎県 高校の化学準備室の硫酸等が窃盗された事案

宮崎県内の高校において、1階の窓ガラスが割られていることを職員が発見し、警察へ通報。化学準備室のドアが破壊され、室内から硫酸の入った500ミリリットルの瓶3本や、硝酸の入った500ミリリットルの瓶3本等が盗まれていた。

○平成30年1月 静岡県 中学生が水銀を学校から持ち出し飛散させた事案

中学校生徒が理科の実験で使う水銀約500グラム（40CC）を持ち帰り、自宅敷地内に誤って落とし、飛散。水銀は通常、薬品庫に施錠して保管し、記録簿に使用日を記入するが、教諭は記入を怠っていた。

○平成30年8月 愛知県 高い殺傷能力を持つ爆発物を製造した事案

過酸化アセトン（TATP）や四硝酸エリスリトール（ETN）を製造したとして、爆発物取締罰則違反等の容疑で大学生を逮捕。逮捕前に、同人は名古屋市内の公園で爆発実験を複数回行っていった。逮捕後、原料について「多くは、通っていた

高校から取ってきた」と供述。

(本件連絡先)

文部科学省(代表：03-5253-4111)

<全般について>

高等教育局高等教育企画課

法規係(内線：2475)

<国立大学について>

高等教育局国立大学法人支援課

法規係(内線：3760)

<公立大学について>

高等教育局大学振興課

公立大学係(内線：3370)

<私立大学について>

高等教育局私学部私学行政課

企画係(内線：2533)

<高等専門学校について>

高等教育局専門教育課

高等専門学校係(内線：3347)

<大学共同利用機関法人について>

研究振興局学術機関課

機構総括係(内線：4302)



警察庁丁備企発第247号  
平成30年12月13日

文部科学省大臣官房総務課長 殿

警察庁警備局警備企画課長



爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化について  
標記の件について下記のとおり依頼するので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

警察では、2019年に開催予定のG20大阪サミット及び関係閣僚会合並びに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向け、テロ等違法行為の未然防止に万全を期すため、各種対策を推進しているところである。しかしながら、最近も、学校に保管されている化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案が発生しており、爆発物を使用したテロ等違法行為が行われる可能性は否定できない。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質を取り扱う販売事業者等に対して継続的に個別訪問を行い、盗難防止等のための保管管理の徹底、盗難・紛失発生時の通報、販売時における本人確認の徹底、不審な購入者に関する情報の通報等を依頼しているところである。

貴省におかれても、当庁からの要請（平成27年3月6日付け警察庁丁備企発第30号「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化について」）に基づき、管轄下の学校等に対して、管理の徹底等に係る指導を行っていただいているところ、爆発物の製造に学校管理の化学物質を使用したとみられるケースが発生したことを踏まえ、学校等で使用する化学物質のうち、特に上記11品目の管理強化として、

- 定期的な数量の確認と簿冊等による確実な管理を行うこと
- 施錠設備のある保管場所への保管と確実な施錠を行うこと
- 学生等のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること

について改めて指導するとともに、その取扱いに係る化学物質が盗難に遭い、又は紛失したときは、直ちに、警察へ届け出るよう周知徹底することとされたい。

また、学生等に対する、化学物質の誤った取扱いによる危険性等についての指導・教養の推進も含め、引き続き、同種事案の再発防止に向け、管轄下の学校等に対する指導を徹底することとされたい。